

第14回 国立市男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和5年(2023年)9月22日(金)午後5時～7時
2. 場所 国立市役所 第1・第2会議室
3. 出席者
委員 8名 太田委員長、本田貴子副委員長、遠藤委員、川口委員、齋藤美帆委員、
本田恒平委員、山下委員、吉川委員
事務局 6名 (松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、金田係長、岩元主任、
西村主事)

【太田委員長】 本日も委員会始めていきます。事務局から配布資料の説明をお願いします。
(配布資料確認)

【太田委員長】 本日の審議内容は、8月に提出した最終評価答申の提言について、担当課から回答が来ていますので、それを確認した後に、第6次計画の体系案の確認をすることになっています。まずは答申の提言に対する担当課からの回答について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本日、議題が少し立て込んでいますので、主なところをピックアップするような形でご説明いたします。まず1番、ジェンダー平等の視点に立脚した情報発信の徹底というところで、表現に関するガイドラインなどの提言をいただいています。今ガイドラインとして持っているのは多様な性に関するガイドラインだけですが、パートナーシップ制度ができる前の令和3年に作ったもので、改良の余地が多少あるかと思えます。あと何年かのうちに改定する中で、もう少し広くジェンダー平等のトピックを入れたり、さらに広くダイバーシティの領域にも広げたりして、その中で表現方法の指針なども盛り込んでいけたらと考えています。

その次、3番の包括的性教育の部分です。今まで以上に児童生徒が主体になるような学習の推進をと提言いただいています。国立市は比較的、性的指向や性自認の辺りの教育も、早期から取り組んでいまして、性感染症や性被害など、いろいろな性教育に関する部分を、いろいろな科目で分かれて取り組んでいますので、引き続き包括的に取り組んでいきたいというのが担当課からの回答です。

次に、8番の配偶者暴力相談支援センターの設置検討の提言です。この間で様々に検討してきた中で、直近ではセンターを持っている自治体に視察に行きまして、どういった課題やメリットがあるのか学んできたところです。その辺りを踏まえて、今後整理していきたいと考えています。

その次の9番のDV相談窓口の拡充周知というところでは、窓口だけではなくてメールなどによる相談もというご提言です。こちらも、LINE相談をやっている自治体に視察したところ、一般的にはLINE相談という若年層をターゲットにしているところですが、そちらの自治体では、電話相談と同様に40代、50代の利用が多いということでした。その辺りの分析も踏まえて、若年層の方に届くようなツールなのかということも検討していきたいと考えています。

14番のひとり親、プレシングル家庭の支援のところでは、プレシングルということで、配偶者の協力が得られず離婚ができないといったことで、事実上のシングル状態になっていらっしゃるような方ですね。プレシングルの方も、一定の要件に該当すれば支援の対象にはなりますが、完全に同じというわけではありません。全体的に都の基準に準じているような部分があり、市としてどの程度のことができるのかということが課題です。

22番の男女表記の見直しの検討というところです。くにたち男女平等参画ステーションの名称にも「男女」が入っていますし、こちらの委員会も「男女」平等推進市民委員会となっています。こちらの「男女」が性別二元論的だというご指摘ですが、ステーションも委員会も条例で名称が規定されていて、名称を変更するのであれば条例改正が必要です。一方、今回行った意識調査はジェンダー平等に関する市民意識調査としていて、次の計画の名称案としてジェンダー平等推進計画のように、条例によらず任意で変更できる部分もあり、まずはその辺りから検討できるかなというところです。

【太田委員長】 ご質問がありましたら出していただいて、また次回以降で回答いただくということでもよろしいでしょうか。

【本田恒平委員】 意欲的な回答が多いという印象を持ちました。課題を認識して具体的なことに言及しながら今後進めてまいりますというような表現が多かったわけですが、どういうスケジュール感というところまで突っ込んでいる回答ではないのかなと思いました。例えば、プレシングルに関して、調査研究をしてみられますとなっていますが、どの程度のスケジュール感とか実効性のあるものなのかは疑問ですし、すでに業務が多い中で主体的にやるのか、イメージがつかないという印象です。健康の部分においても、以前いらっしゃっていただいて、トランスジェンダーの方もということをおっしゃっていましたが、会話が噛み合っていないような印象も受けたので、実効性というところまで厳しいのかもしれませんが、そこまで立体的にわかるような回答ではなかったという印象です。

【太田委員長】 課によっても捉え方はさまざまであると思いますが、最終評価答申の提言に対する回答ということで、若干答えにくいところもあったのかなと思います。提言に対して次に何をやってそれをまた評価するという段階ではなくて、この最終評価答申で取りまとめた課題を担当課の感覚とすり合わせて、その上で次の計画にどのように盛り込んでいくのかという議論に続けられるといいのかなと思いました。いかがでしょうか。

【本田恒平委員】 それで全く問題ないかと思います。

【太田委員長】 事務局から補足等がありましたらお願いします。

【事務局】 確かに、どれぐらいで実現に向けていくのかというのが見えにくいと思います。検討していきますということについて、即できるのか、しばらく考えた上となるのか。第5次計画でも評価のタイミングを単年度、中期、長期と3パターンで整理していました。その辺りを、委員会の皆さんの中での議論と担当課の実現可能な範囲とを、摺り合わせながら決めていくのがいいと思います。

【太田委員長】 こういった進め方、答申に対する担当課からの回答の位置付けについて、ご意見等ありましたらぜひお願いします。

【遠藤委員】 ひとり親やプレシングル家庭の支援は子育て支援課が担当になっていますが、女性支援担当がやっていただきたいと思います。シングルマザーやプレシングルというと、お母さん、母子という発想で見ますが、そこには、1人の女性がどういう人生を送るかという生き方の問題が含まれています。その中で子育てをどう位置付けるかとか、母子としてどう生きていくかというところだと思うので、少なくとも相談等については、子育て支援課だけではなくて、女性支援担当と連携しながらやっていかないと、子どもを持ったお母さんが、どこまでもお母さんとしてしか社会的に位置づけられない。人権の視点から見ると非常に歪んでいると思うので、担当課は子育て支援課でもいいですが、必ず女性支援担当と連携していくということが確認できればいいと思います。

【事務局】 まずは女性としての観点というのがなければ、母や妻といった役割によって見られることで、問題の本質が見えなくなるところがあると思います。事業としては子育て支援課に割り当てて

いますが、現場ではそういう形で連携していますので、それがしっかりと見える形で、出していく必要があると思いますので、担当課と整理をさせていただきます。

【本田貴子副委員長】 25番のジェンダー平等に関する市民意識調査については、委員会でもさんざん議論を重ねて実施したと思いますが、提言への回答は、回収率の向上のために質問数のさらなる削減が必要とまとめられていて、少し寂しい感じがします。ウェブ回答の併用や設問数の削減ももちろんしましたが、他市に比べて低いという結果をどうするかという回答が、回収率向上のために質問数をさらに削減するというのは、少し疑問に思います。

【太田委員長】 提言としては、回収率の向上だけにこだわっているというよりは、どうしたら市民の意識をもっときちんと把握できるのかという観点から、調査方法を検討するというような書きぶりになっていますが、このような回答をいただいたということは、回収率に対する課題意識についてかなり強く市長室の方でお持ちだったということかと思えます。補足いただけるようなことがありましたらお願いします。

【事務局】 回収率は近隣より低いですが、標本数は3,000人で、1,500人や2,000人の自治体もあるので、回収数としてはそれほど遜色ありません。それでも多いに越したことはなく、性別と年代別のクロス集計をすると、さらにその数が少なくなります。DVを受けたことがあると限定した上での設問もあり、その辺りも数が少ないと、統計的に信頼できる数値かということにも関わりますので、回収率は重要と考えています。

【本田貴子副委員長】 次回の実施をするときにまた、皆さんで話し合えればと思います。

【太田委員長】 次の計画にも関わってくるので、また議論できる機会があるだろうと思います。

次の審議事項に移ります。第6次計画の体系案についてです。まず体系案の全体について確認をして、それぞれの課題についても順次確認していきたいと思います。まずは体系案の概要と今後の段取りについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 現計画では四つの目標があり、その下に課題と施策があり、最終的には110の事業に分かれていました。そちらが若干煩雑だったので、今回は7個の課題に対して主な取組が51と、全体的に圧縮して整理しています。前回の四つの目標にあたる部分が今回の課題で、前回の事業にあたるのが今回の主な取組です。前回は事業の中で、細々といろいろなことが書かれていましたが今回は51にまとめていますので、取組内容に書ききれないような具体的なものは関連事業として、そこに紐づく具体的な事業として例示をしています。こちらの関連事業に入っているものが、すべての取組というわけではなくて、主な取組と取組内容が抽象的には取り組むべきところで、関連事業はその具体的な例示という位置付けです。前回の計画では、子育て、介護、健康などの分野は、幾つもの事業が具体的に入っていましたが、その辺りの分野はそれぞれの子育ての計画なり健康増進の計画なりに具体的に盛り込まれますので、その辺りは圧縮をして、ジェンダー平等に特化したような部分をより集中的に体系づけています。

体系案としては主な取組までを一通り書いていますが、このあと計画の最終版と同じような体裁に素案として整えた上でパブリックコメントにかけます。もちろんそこで確定ではなくて、素案ではありますが、形式的にはほぼ完成状態のものを作り上げるイメージです。こちらの体系案に計画の前文的な部分や現状と課題を書いた部分、参考資料などを付け加えて、素案という形になります。次回の委員会では素案のたたきをお示しして、審議していただきます。本日の委員会後、10月15日までにご意見等をメールでいただいて、次回委員会後も11月上旬頃までに、追加の意見をメールでいた

だき、素案の作成を進めたいと考えています。

【太田委員長】 これまでとはかなり異なる編成での提案となっているかと思います。ジェンダー平等というところを特に課題の1や2では前面に出して、それに施策や主な取組が並んでいくという構成になっています。まずは、体系のあり方に関して、ご意見等ありましたらお願いします。第5次計画では基本目標として4つ立てられていて、そこに当たるものが課題として7つ挙げられていて、ここが大元の克服を目指すべき課題という形で位置づいているということですね。

これまでの計画でも重視してきたことを、分け方や表現を変えて同じように盛り込まれていると理解しているのかなと思いますが、例えば性的マイノリティへの支援というものが、今までは10個の課題の1つに位置づけられていたものが、より高位に位置づいていて、困難な問題を抱える女性等への支援というのも、かなり具体的なものが前面に出てきていると理解しているのかなと思います。庁内におけるジェンダー平等の推進は、これまでは計画推進体制の確立に含まれていましたが、これも独立して前に出ています。この辺りを重視した形で集中的に提言がなされていたということもあって、その辺りを盛り込んでいただいた案なのかなと認識しています。

【山下委員】 こういうふうに分けたことは全く違和感ないです。むしろ第5次の方が今までも若干違和感があって、課題によってすごく具体的なところと抽象的なところとのでこぼこがあると感じていたので、今回の体系案のほうがずっと入ってくるイメージです。

【遠藤委員】 課題がかなり実践的になっていると思います。実際に地域の中で、このことが施策として具体的に進められていくようにという観点で挙げられているという印象がして、とても嬉しいことだと思います。

【太田委員長】 取り組むべき重要な課題をかなり明確に、課題として位置付けていただいていると思いました。

【事務局】 平成28年に作った第5次から8年間で、条例や男女平等参画ステーションやパートナーシップ制度など、大きな取組が進みました。第6次のねらいとしては、これまで進んできたものを細部も含めて着実に、この政策を作っていこうという形で、具体的なところを明記しています。一方で、もう少し先のビジョンを見て、もっと高い目標を入れ込んでいくというところが、少ないかなと思いますので、もっと新たな取り組みを進めていくべきだという声がありましたら、ぜひ皆様からいただきたいと思います。

課題3の配偶者等からの暴力の根絶というところ、課題4の困難な問題を抱える女性等の支援のところについては、例えば男性に対して、どういった支援が必要なのかという観点は、取組に落とし込んではいませんが、見え方としてどうなのかということもあると思いますので、この辺りも含めてご検討いただければと思います。

【太田委員長】 男性への支援が前面に出ていないことの見え方に関わる課題意識について、補足していただきました。その他もちろんあり得ると思いますが、課題として上がっている7つの中で、見えにくくなっているような問題、漏れているわけではないけれども、あまり強調されていないように見えるようなものなどお気づきのところがありましたら、ご指摘いただければと思います。細かい議論をする中で認識していくというところもあるのかなと思います。男性の支援についても、言われてみればそうだと思います。これまであまり課題として認識されていなかったということなのか、取組としてあったけれどもさほど強調されてこなかったということなのか。

では、課題1から7について確認していきたいと思います。

【事務局】 課題1、ジェンダー平等の意識づくりについてです。今までの計画では色々なところに意識啓発の項目が散らばっていたのを1つにまとめています。若年層の意識づくりと地域における意識啓発に分けていて、主なところだけご説明いたします。

②の幼児教育の推進は、今までの計画にも言葉としては出ていましたが、具体的な取組の記載がありませんでした。保育園でプライベートゾーンに関する教育を行っていますので記載しています。

③保護者等への理解促進というところでは、保育士や学童保育所職員への研修を一昨年初めて実施しましたので、こちらも引き続きやっていくということで、関連事業に上げています。

⑤様々な主体と連携した啓発についても、民生委員・児童委員等への啓発、研修については、最近も実施しています。これだけではなく他のこともやるのですが、例示として挙げています。

⑥のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発というところは、今までの健康支援や啓発に関するところを入れていきます。事前に資料をお送りして、不妊治療の助成などといったご意見もいただきました。その辺りも入れることはできますし、もしくは子育て支援のところに入れたほうがいいのかもかもしれません。

補足コラムの欄についてですが、例えばセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど、素案を作る段階で、少し補足の説明が必要だと思われるような分野を抜き出して、ミニコラムのような形で載せるイメージです。

【太田委員長】 ⑥のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発という部分ですが、全体的にヘルスの方に偏っている印象を受けて、ライツの啓発についてももう少し具体的に盛り込めるといいと思いました。ジェンダー平等の意識づくりという課題についての取組なので、健康支援ももちろん重要なのですが、位置付け方がここでいいのかという違和感も少しあります。

【山下委員】 この案はすごくいいと思います。短期的にすぐ効果があるものもありますが、時間をかけてじわじわ啓発していくのが大事だと。取組内容にジェンダー平等の意識啓発というのがずっと来ていて、それはそれでそうなのですが、究極的には人権があって、みんなお互いそれを尊重し合うよねと。男も女もセクシュアル・マイノリティも。子どもの人権の話をする、権利を教えたらかまになるのか、権利を教えるなら義務も教えるのか、権利そのものに対するマイナスイメージを持ってうる方が多いというイメージがあって、それが全部具体的な場面で波及していると思います。

ジェンダー平等という言葉の中にも人権という意味は含まれていますが、もう少し明確にジェンダー平等だけでなく人権も。①のところでは人権尊重がはっきり出てきますが、②③④⑤⑥にも人権尊重というのを意識していけると、ジェンダー平等の意識づくりというターゲットに繋がって、大事なことかなと。

【太田委員長】 確かにジェンダー平等という言葉に対しては、市民意識調査でも市民の方から様々なご意見が寄せられて、平等というものの捉え方にもいろいろあるということよく分かりました。人権尊重をもっと前面に出すことで、その辺りの齟齬を少し抑えられるかもしれないと思いました。様々な平等の推進というの、人権を尊重するには、不平等である状態を解消しないといけないということがありますよね。そこを確認できるような内容にするといいのだろうと思います。

【本田貴子副委員長】 事前に事務局に質問させていただいて、今回回答いただきましたが、女性というどうしても妊娠・出産が当たり前と捉えられがちで、産む、産まないという権利もあるし、不妊治療ですごく苦しんでいる人もたくさん知っていますし、不妊治療と仕事の両立も大変で、そういう事例はいつも隠れてしまうので、そこも前面に出していただけたらと思います。

【太田委員長】 様々な生き方が尊重されるということと人権尊重ということについても、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツというのを出せるといいと思いました。これまでの計画で健康支援については、多様な性を認めあえる社会という基本目標の下にあって、それが意識づくりの課題に繋がっているという提案の意図をお聞きしてもよろしいでしょうか。

【事務局】 前回の計画では、健康支援というところがメインでしたが、今回は意識啓発に重きを置いています。健康支援については、健康増進の所管課の計画に、様々な保健事業として盛り込まれる分野ですので、そちらはそちらの計画ということで、ジェンダーの計画では特にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発など、健康増進の計画には載ってこないような内容に重きを置いて整理しています。

健康というところでは、その部署の専門性は出るのですが、ジェンダー平等という観点がもっと事業の中に必要なのではないかとご指摘を受けてここに持っていくことで、その部署も含めてそういう認識でやっていってもらいたいと。そんな意図もあって、この位置付けをしています。

【太田委員長】 そういう観点で見ると、啓発というところがあくまでも中心で、関連事業の例示では、啓発、健診と並んで書かれているので、検診に目がいったのですが、啓発のためにこういう位置付けであるということであれば納得がいくところかと思いました。

女性の健康についての啓発が、妊娠・出産にあまり重きが置かれ過ぎない様々な選択が尊重されるということを前提として、この辺の内容もバランスを取っていく必要があるのかなと思うのと同時に、例示に出てくるのも基本的には女性の体に関わるような啓発が中心になっていますので、もう少し様々な性のあり方あるいは男性の関わりみたいなものも、表に出せるとバランスとしてはいいのかなと思いました。ただ、なぜ健康支援の部分がここにあるのかという疑問は解消されました。

【遠藤委員】 身体的、肉体的な健康ということで、精神的健康が入っていないと思います。女性支援をやっていると、課題を抱えている人はほとんどが精神疾患に陥っています。特にDVだと明らかに精神疾患を発症しています。カサンドラ症候群とか。女性の健康といたら女性の心理教育がすごく重要で、ジェンダー平等の意識が女性に本当に薄いんです。だから女性が色々な被害にあうというのがあって、女性の平等教育ということにとどまらないで女性がなぜそういう価値観で生きようとしてしまうのかということまで、実践的にたどり着くには、一人ひとりの女性の意識性や平等感など、それが侵されていることによってうつ病やカサンドラ症候群になって、色々な精神疾患が発症します。そうなってしまうと精神病院だ、メンタルヘルスだと、医療の話になりますが、女性の精神疾患の大半はジェンダー不平等による抑圧や差別の結果そうなるのだと強く認識しています。精神病院はいつも満杯で予約は三カ月先しかととれないくらい、クリニックにいくと女性が溢れています。

そういうふうに進んでいく現状を、精神疾患になってしまって、その人をどうしていくかという話ではなくて、そこに至っていく過程の中で、不平等というか、女性に対する、あるいは性的マイノリティの方もそうだと思いますが、そういうところを何とかつないでいかないと、医療と教育、健康みたいなところのつながりを作らないと。ヘルスというのであれば身体だけでなく心の健康もあります。女性の心の健康は社会的なこととすごく結びついて、男性もそうかもしれないですが、男性の場合だったら犯罪に結びついていくけども、女性の場合はほとんど内面化して内向化して精神疾患に陥っていくという現状はすごく多いので、そこを何とかできないものかなと。

【太田委員長】 身体的にも精神的にも性的にも、健康に生きるすべての人々の権利がきちんと尊重されるようにということだろうと思います。この項目自体はそういう内容なのだろうと思いますが、

それが伝わるような書き方にはなっていないというか、もしかしたらセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉を使うことで、重要な部分が見えにくくなっているのかもしれないと思います。その辺りは例示の出し方にも関わることだと思いますし、取り組み内容の文章表現にも関わることだろうと思います。精神的にも健康を保つ権利を、すべての人に保障するというような意味で、啓発というものがあるのだというようなことを確認できるといいと思います。

【山下委員】 私はいつも子どもの話をする時に、親から子に対する虐待は、社会全体で制度が整っていないから、社会全体のネグレクトでもありますよねとか、あるいは子どもの性加害、性被害の話をするときに、子どもたち自身が性や人権について全然教えてもらえてないから、こういうことが起きて、加害者とされる子どもだって、広い意味で言えば、社会から性被害を受けているのと同じだよねといった講演の仕方をします。今の遠藤委員の話聞いて、それと繋がっているなと思いました。

具体的なDVとかがなくたって、社会全体から女性とはこうあるべきだとかいうことを押し付けられて、自分らしく生きていけないという心理的な側面の支援だとか、精神的な面でのメンタルヘルスの支援みたいなのも、体の健康支援を入れるのであればそれも入れるといいのかなと。別項目にするのかこの中に入れるかやり方は色々あると思いますが、課題3はDV被害者の支援、課題4は困難を抱えた方への支援と、個別のメンタル的なところも含めた支援は3と4であるのですが、それだけに留まらない精神的な支援を課題1に入れるというのは大事かなと思います。

【太田委員長】 あるいは独立した課題として立てるのもあるかと思います。意識づくりというのが必ずしもうまくはまらないものもあり、社会の構造の問題にどう向き合うかということも含めると、単に意識を変えるだけではどうにもならない部分もありますので、意識づくりとは違う課題として立てるのもありうると思います。

【山下委員】 新しく立てるやり方もあるでしょうし、見方を変えれば体の健康支援とベースは一緒で場面が違うだけという捉え方も、どっちもしょうと思っています。計画の立てやすさや事業を立てて評価をするというときに、どちらがやりやすいのか。

【太田委員長】 計画に盛り込むべき重要な観点を確認できたと思います。では、課題2について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 課題2の様々な分野でのジェンダー平等の推進というところですが、女性の就労、男性の家事参画と、防災における女性の参画などの分野を取り上げています。今までの計画では子育てや介護の具体的な取組が多く盛り込まれていましたが、そちらはそれぞれ個別の計画がありますので、具体的な内容はそちらに任せるとして、この計画ではそこがジェンダー平等に繋がるというところが見えるような概略の部分までに留めています。⑦の創業塾、K u n i - B i z 経営支援とか⑧の子育てプログラムは性別によらず利用できるサービスですが、そういったサービスの整備により女性の就労や男性の育児参画を促進するといった位置づけになっています。

【太田委員長】 この課題については、これまでの計画でもかなり具体的にずっと上げられてきたようなことが並んでいて、課題としては見えやすいところだろうと思います。

【遠藤委員】 男性の育児等への参画促進と書いてありますが、参画というと、いかにも本来ではないけれどもできれば参画しましょうといった印象があります。この表現はどこでも使うのですが、結果的にお手伝いのしかできないという現状があったとしても、意識性としては男性も女性も同じように家事育児をやるのが当たり前だと、この表現だとなかなか思えないのですよね。担い手として男性の参画を促進しましょうというのは、しなくてもいいけれどもできればしましょうという印象がす

ごくして、別の言い方が無いのかといつも思います。参画というと、主体が別にあってそこに参加していくみたいなイメージですが、そうではなくて主体的に自分のこととしてやるという印象がなかなか持てないというか、日曜日に一緒に公園に行くとか買い物に行くとか風呂掃除をするとか、そういうイメージがこの表現だとぬぐえないなど。家事の分担を両方の人が話し合っ決めていくとか、対等な家事育児の分担という感じで言えないのかという気がします。

【太田委員長】 育児等への参加が、ジェンダー間で偏りがあるから、偏りがないように是正していくということですね。それを、男性がもっと参加をしないといけないのだといった表現をすると、実態としては同じことを指しているのかもしれませんが、少し前提が違うというか。ご指摘の点はもっともだと思います。

⑦番についても、女性の就労と限定的に書くより、就労や起業においてジェンダー間で不均等が見られるので、それを是正するというような前提で、表現を工夫できるといいと思います。

【本田恒平委員】 答申書で挙げられた論点が何点か、今回挙げていただいた主な取組に反映されていないと思います。ワーク・ライフ・バランスについて山下委員がご指摘された男性のジェンダー感というところが、ここには含まれていませんが、それはどういうことでしょうか。

【太田委員長】 長時間労働の慣行で過労死がというような内容ですか。

【本田恒平委員】 そうですね。そう意識しながらジェンダー平等の推進をやっていくというような課題が答申の議論で出ていたかと思いますが、そういうのを含めないのか、含めたほうがいいのか。

【太田委員長】 その辺りも入れていくとすると、この辺りで取組内容に何かそれに関わることをもう少しはっきりと入れていくとか。

【本田恒平委員】 答申で上がった課題は計画にも盛り込みたいという話をしていたと思います。ただ、主な取組に含まれていないというのは、せっかく答申で新たな課題が見えてきたのに、計画に含まれていないと、何のための答申なのかとなるのかなど。

【太田委員長】 重要なご指摘だと思います。とても重要な点として答申に盛り込んだので、次の計画にも入れていただきたいというのが、委員会としての意見であったと。

【本田恒平委員】 少し先走ってしまうのですが、計画全体を考える上でお聞きしたくて、⑳のひとり親家庭、プレシングルの話です。取組内容に、離婚に関する法的知識等について学ぶことができる講座を実施すると書かれています。これはどこの所管になるのでしょうか。提言への子育て支援課の回答では、プレシングルについて調査を実施するということでした。子育て支援課はこの講座の実施に加えて、研究をするということになるのか。その辺については体系と主な課題について確認した後に、もう少し具体的なことを詰めて来月出していただく素案で繋がりみたいなものを、お示しいただけるのかなと思いました。いかがでしょうか。

【事務局】 今回お示ししました資料は、まだ担当課と表現などの確認をしていません。この後皆様のご意見をいただきながら、逐一調整をしていく形になります。当然子育て支援課の方が担当になりますので、調査研究というような回答とともに講座の実施ということ、どの程度やっていけるのかというのはこの後整理していきます。

【太田委員長】 答申で重視して載せているものが、計画では明示的ではないということがありましたら、またご指摘ください。委員会ですべてを意見として出していただければいいと思います。

【事務局】 課題3の配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援というところでは、基本的には今までやってきたところをそのまま書いていますが、㉒では加害者にも被害者にもならないための啓発とい

うところで、加害者側にどういったアプローチが啓発として有効なのか検討していきたいというところと、取組内容としては当然、異性間のDVもあれば同性間のDVもあるという前提ですが、補足コラムとして、同性間のDVがどういうものでそれが同性間であるからこそ表に出にくいというようなことを、明示していきたいと思っています。

⑮の安全確保の分野についても、一般的には女性被害者の支援というところではありますが、男性の被害者も当然にいるという前提で、ただし社会資源として公的シェルターがないというような課題があるということを、補足として書いていきます。

⑯の関係機関との連携では、協議会の設置を入れています。現在はそういった協議会は作られていませんが、最近の法改正によって協議会を作れることになりましたので、設置していきたいというところ です。

【遠藤委員】 配偶者暴力相談支援センターの設置検討となっていますが、ここに書かれている全てのことは、配偶者暴力相談支援センターができたならそこがやるということだと思えるのです。自治体によっては、役所の中に電話を置いて、ここが配偶者暴力相談支援センターですとあって、機能としてはあるけど宿泊所を持っているわけでもないし、相談員が1人で電話を置くだけということも可能なわけです。そういうセンターにするのか、それとも、宿泊所を国立市は持っていますが、それを拡充するなりして、入口から出口まできちんと被害者の支援をする。あるいは、加害者はなかなか難しいと答申への回答がありましたが、できないとしても課題として確認して、総合的に配偶者暴力相談支援センター機能を、ワンストップとして作っていくとするのか、どうするのかというところ。この計画だけの問題ではなくて、市の行政としてどう考えるかだと思います。配偶者暴力相談支援センターを作るのは簡単にできると思うのですが、こんなものを作ってもしょうがないというのもたくさんあるので、丁寧に議論を重ねていてもらいたいと思います。

【事務局】 配偶者暴力相談支援センターのある自治体を視察したり、区部で開かれている連絡会にオブザーバーとして参加して情報収集したりしていますが、自治体によっては、法律に厳密に基づいてやっているの、親子間やきょうだい間の暴力など法律の中で明示されていないところは、対象外という作りのところもあるようです。それでは国立市の女性支援の政策とは合っていないと思います。機能だけでなく人員体制や連携体制も踏まえて作っていかねばいけないだろうと思います。

【太田委員長】 設置について検討するということが取組になるのか、設置に向けてプロセスを踏んでいくということを含んでいるのか、いかがでしょうか。

【事務局】 設置に向けた検討ということで、何が課題になるかを整理した上で、そういう方向性を持って進めたいと。

【太田委員長】 この計画の期間中に設置されるということも含んでいるということですね。

次に、課題4について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 課題4の困難な問題を抱える女性等への支援というところなんです。困難女性支援新法に基づく計画とは位置付けてはおらず、その計画はこの後作っていきますが、関連する内容をピックアップしています。ただし、「女性等」としては、必ずしも女性に限定されるような作りにはしていません。

⑳の様々なニーズへの対応というところでは、SNS相談として、パラソルでも以前LINE相談をやっていましたが、そちらを今後新たに開始できるのか、課題も大きいのでその辺りの検討というところなんです。また、カウンセリング相談の拡充というところで、パラソルで心理カウンセラーの専門

相談を設けていますが、先ほどもありましたように精神的な専門相談がもう少し必要なのではないかという議論があります。

④支援調整会議の設置については、こちらも新法に基づく会議体を作れることになりましたので、設置していきたいということです。

【山下委員】 ⑦の離婚に関する法的知識とありますが、ひとり親家庭は未婚の方もあり得る話なので、離婚に限定せず親族法とか家族に関する法的知識とか、もう少し広くしたほうがいいのではないかと思います。

【太田委員長】 ここは答申に盛り込んだ具体的な提言を、かなり細かく反映していただいていると思います。

【遠藤委員】 ⑤が女性支援法に基づく基本計画の策定となっています。自治体によっては、これができるからやっとなかなか問題を抱える女性の支援をやろうかというところもあると思いますが、国立市としては困難な問題を抱える女性等への支援を前提として置くと。全般的な女性の困難に対する支援を課題とした中で、女性支援法が後からついてきて、女性支援法に基づく基本計画を作っていくという位置づけですね。

【事務局】 国立市がJ i k k aの皆さんと積み上げてきた支援を、もう一度この新法のタイミングで、どういう困難性があるのかというのをしっかりと整理をした上で、さらに拡充するにはどういった政策が必要なのかということを考えていくような計画にしたいと思っています。しっかりと時間をかけた上で、ただし先延ばしするというのではなくて、手順を踏みながら計画策定まで持っていきたいと考えています。

【太田委員長】 では次に、課題5について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 課題5の性的マイノリティへの支援というところです。主に国立市がこれまで先進的に行ってきている部分を記載しています。

②の性別にかかわらず利用できるトイレの整備については、前回もそもそも盛り込むのかどうかという議論もありましたが、一旦のたたき台としてはこのような書きぶりとしていて、補足のコラムでも、誤解ができるだけ生じないように、なぜ必要なのかというところと、例えば矢川プラスの例などを出して男性のトイレも女性のトイレもバリアフリートイレもどちらも使えるトイレもあるというような書きぶりに、丁寧に書いていこうと考えています。

⑤の既存事業の見直しというところで、これまで、例えばパートナーシップ制度の創設を契機に、職員の福利厚生を見直したり、保育園の入園手続きの部分など同性カップルというのをあまり想定していなかった分野に対しても見直したりしています。トランスジェンダーに関して保健事業を見直していくという辺りもこちらに入れていきます。

【山下委員】 本当に国立市はこの性的マイノリティの支援を他の自治体に先駆けて取り組んでいて、今回もこうやって課題として格上げになって、素晴らしいなと思いつつ見えています。

⑨の学校での支援が、性別違和を抱えたお子さんの対応だけになっていますが、ゲイやレズビアン、ノンバイナリーとか色々なお子さんがいらっしゃるって、性別違和を抱えているお子さんの制服とかだけでなく、いじめの問題や学校での教育とか支援とか対応とかも必要になってくるので、もう少し広く書いていただけるとよりいいかなと思いました。

⑩がこれだけ妙にピンポイントになっていて気になります。特に経済産業省事件の代理人をやっていた立場からしますと、トイレの問題ももちろん大事なのですが、あの事件の原告ご本人も弁護団も

「トイレのことだけではない」とずっと言っていました。もちろんトイレのことも大事なのですが、その人がその人らしく職場の中で仕事ができるかが大事で、そのうちの1つがトイレだったという話で、他にも色々なことがテーマになっているわけです。しかもあの事件の場合には女性として女性用トイレの使用を求めています、㉔だと誰でも使えるトイレという話になっているので、こういうふうに限定をせずに、あらゆるセクシュアリティの方が色々な公共施設の場で自分らしく生きられるような、それが設備という物理的な問題もあるかもしれないし、人事制度とか色々な制度的なものかもしれないですが、そういったところについて支援を広げていただく必要があるだろうなど。

㉔の事業者への働きかけも、本当にすてきだと思うのですが、住宅と医療になっていて、職場で働くということが抜けているかなと。(11)が若者で学校等となるので、(12)は大人というふうになったとすると、職場でその働くというところも入れていただくといいと思いました。

㉕で同性カップルやトランスジェンダー等となっていますが、女性支援が必ずしも結婚や出産が前提ではないというのと同じで、同性愛者の方が必ずしもカップルになるわけではないので、より広げていただくと素敵になるかなと思いました。

【太田委員長】 非常に具体的で建設的なご指摘をたくさんいただいたと思います。

【本田恒平委員】 前回の委員会でトイレの整備については慎重に考えなければいけないという話になっていましたが、今回こうやってトイレの整備が入ってきたのはどういったことでしょうか。

【事務局】 今回はあくまで体系案のたたきという形ですので、入れるとしたらこうだということのお示しです。

【太田委員長】 山下委員がご指摘されたように、様々な設備がすべての人にとって使いやすいようにということをもう少し上に掲げて、その中の例示としてトイレの問題も様々あるという書きの方が自然なのかなと思いました。設備だけではなくて制度もとということですが、具体的にはどういうことが想定されますか。

【山下委員】 経済産業省事件の場合には、人事異動ごとに部署先で説明会を開くか開かないかの問題とか、人事異動に関しての働きづらさや処遇の問題など、細かい話でいくと名簿に赤と青でとか、君付けさん付けとか、色々なことがあの事件テーマになっていたのが、トイレだけが最後に最高裁で取り上げたのです。処遇とかも含めてということですが、必ずしもトイレという物理的な設備の話だけではないということ、ここで表明できるといいなど。

【太田委員長】 住宅や医療だけではなくて職場もというご指摘もありましたが、すべての人が安心して暮らせるようにという支援と、不便なく働けるようにという支援を、どちらも盛り込んでいけるといいということでしょうか。

【山下委員】 そうですね。

【太田委員長】 設備の問題も、働く場としてそれぞれの場所にどんな設備があって、その中の一つとしてトイレがどうあるかということと、働き方を支える制度のあり方みたいな話、あるいは地域の中で暮らすとか住まいを探すとか、医療を受けるみたいな時のその制度のあり方みたいなもので整理して分かりやすく表現していけるといいのかなと思いました。

【山下委員】 ネット上では、行政は女性用トイレをなくすのかといった、偏った認識に基づく批判も多いですが、誰もそんなことは言っていません。男女別の場所、女性が安心して過ごせる場所はきちんと持ちつつ、トランスジェンダーの方が女性としてそこを使うとか、人によっては性別移行中で、どちらにもなかなか入りづらいから、誰でも入るトイレがあった方がいいという方も、本当に多

様なのだということ、国立市としても分かってそこに配慮しながら事業を進めていくというのが分かるような計画にしていきたいです。

【事務局】 こういった話について事務局の方で、対応の方向性というか、どの程度まで可能かという感触をお聞きしてもよろしいでしょうか。

【事務局】 こちらの計画の位置付けとしては、行政が何をやるかというところがメインです。民間でも色々な取組が進めばいいのだろうとは思いますが、行政として具体的に何をやるかをピックアップしたような形です。職場に関する事業者への働きかけというも、広くは課題1の啓発に関わるところだと思いますが、具体的にどうできるかについて計画の中では盛り込んだというところではあります。

トイレについても、全体的に暮らしやすいまちや設備とすると、ぼやけてしまうのではないかと懸念はあるかと思えます。具体的に何をやるのかという辺りのバランスが必要かと思えます。

【太田委員長】 引き続き議論が必要なところかと思えます。

では、課題6について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 課題6は庁内におけるジェンダー平等の推進というところで、課題7の計画の推進体制とあわせて、前回よりボリュームを増やしているところです。④に多様な性を尊重した環境の整備ということで、これまでも国立市が先進的に行ってきたような分野を新たに盛り込んでいます。

④のジェンダー平等推進員の設置について、今までは男女平等参画兼DV対策推進員に各課1名の係長級を指名していましたが、一つの課に係が複数ありますので、その係長の下の係のことは良く分かりますが、隣の係のことは事業を把握しづらいというところで、チェック体制などに課題がありました。そのため、ジェンダー平等推進員を課長級に上げて、課の事業に責任を持って点検という形になります。また、研修については、できれば全職員に定期的実施するのが理想ではありますが、職員が職場を抜けることのコストなどもありますので、ジェンダー平等推進員を中心として職場単位で定期的に意識啓発をするという形になっています。

【川口委員】 課題6と課題2の一部もそうですが、【女性活躍推進計画】となっているのは、どういった関係でしょうか。

【事務局】 この計画は、男女共同参画社会基本法、DV防止法、女性活躍推進計画の3つの法律に基づく市町村計画として策定するものです。全体が男女共同参画社会基本法に基づく計画になりますが、課題3はDV防止法に基づく部分です。女性活躍推進計画というのは、その法律自体が職業における女性の活躍推進に関する法律ですので、職業に関係ある課題2の(3)と、課題6の庁内におけるジェンダー平等推進を、その法律に基づく計画と位置付けています。

庁内におけるジェンダー平等の推進については、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を職員課が別途定めています。その計画では市役所が一つの事業者として、管理職の女性割合をどうするか、育児休業をどうするかといったことについて定めています。

また、③の審議会委員への登用というところは、前回も議論していただきましたが、たたきの案としては40%以上を目標として、このような書きぶりになっています。

【川口委員】 女性活躍推進法に基づく計画の策定は市町村の努力義務だったかと思いますが、そちらの計画と男女共同参画社会基本法に基づく計画を兼ねていて、特定事業主行動計画に関してはこの計画の中には入ってこないという理解でよろしいですか。

【事務局】 特定事業主行動計画はこの計画とは別に、庁内の女性活躍の分野について規定した計画を職員課が作成しています。特定事業主行動計画にはより詳しく記載がありまして、こちらの計画で

は特定事業主行動計画を概略的に記載したという形になっています。

【太田委員長】 この課題6でも、女性という言葉が頻発しているのが少し気になります。これも先ほどのように、偏りを是正するというような方向での表現が検討できると思います。

【山下委員】 私はこれでいいなと思いつつ、女性の登用ところについて登用促進するだけで終わっているのですが、職員の方々へのアンケートをとった時に皆さん率直に答えていただいて、なぜ数値目標が先なのかという意見が多くありましたよね。なので、「なぜ登用促進するのか」という意識啓発がいると思います。啓発は職員研修に含まれているからそれでいいのかなとも思いつつ、問題点として明らかになった、「なぜ40%とか数値目標があるのか」という職員の皆さんの疑問に対して、本当は市役所だけでなく、社会全体がそうでないといけないと思うのですが、まずは職員の方々にそこが腑に落ちるための、そういう意識啓発もいるということをはっきりさせるといいと思いました。

【太田委員長】 どちらかというとな職員の意識向上というのが、上の方に来るとバランスがいいのかなという気がします。

では課題7について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 課題7は計画の推進体制の強化というところです。こちらは今まで行ってきたところがメインではあるのですが、例えば④の男女平等参画ステーションの機能充実の中の、市内外での連携と情報発信というところで、これまでパラソルの方で得意としてきた、地域団体の方とか大学の方との連携をさらに進めていくというところ。あとは特徴的な事業を多くやってきていて、マスメディアを活用した発信もこれまで積極的に行ってきたところですので、そちらも入れています。

④の苦情相談等の申し出のところは、多摩マッチングプロジェクトの件を端緒に、こちらの委員会でも議論していただきまして、単純にその苦情を処理したということにとどまらず、そこから色々な課題が見えてきて、それを施策の改善につなげていったというところがありますので、このように明記させていただいています。また、そもそも苦情申出の制度が浸透していなかったのではないかとということで、より周知をするというところもあります。

【太田委員長】 男女平等参画ステーションが、庁内の他の部署ともっと連携をしていくことが望ましいというような意見も出ていたかと思います。その辺りをもう少し明確に出していけるといいのかなと思います。計画推進体制の強化ということで、2つ施策があって1つはパラソルでもう1つは執行管理の体制で、となると半分はパラソルがやる仕事だという位置付けになってしまわないか少し懸念されるところで、あくまでもパラソルは拠点であって、そこから庁内全体に色々な取組が広がっていくというようなところを、もう少し強調できるといいのかなと思いました。

全体を通じて確認しておきたい点などありましたら、いかがでしょうか。

【山下委員】 全体を通して見て、すごく充実していると改めて思いました。普及啓発は色々あるのですが、せっかく国立市にすてきな条例があって、DVの関係でもJ i k k aさんと協力しながら先進的に取り組んできて、パートナーシップ制度もできていて、条例や国立市の施策そのものについてもっと全面的に、学校で子どもたちに伝えるとか、それぞれの課題の中身について啓発していくのはもちろんそうなのですが、国立市は今までこうやってきて、これからもこうしていくという、すてきな取り組みを是非伝えたいと、今までも何度か伝えてきたところです。豊島区では子どもの権利条例について授業の1枠で伝えています。こういう条例を豊島区では作っていて、子どもの権利ってこういうふうには守らないといけないと思っていて豊島区は本当に頑張っているから、皆さん本当すばらし

いところ住んでいるのですという伝え方をすると、すごく聞いてくれます。計画の中にそういう言い方をするかどうかは別にしても、国立市の取組を伝えていくと良いと、全体を見渡して改めて感じたところでした。

【太田委員長】 計画を作って周知していく中で、主には市内での話になると思いますが、市民に対してもこの計画の存在とその前提となっている条例について、アピールしていくということも、計画に具体的に盛り込めれば良いということでしょうか。そのように思います。

条例の存在やその内容を知っているかどうかの調査が、市民意識調査でもありましたし職員意識調査でもありました。職員意識調査を見ると、名前は知っているけど中身を知らないという人が半分以上でした。そういうこともある中で、この計画をどのように推進していけるのかという、若干の不安を覚えたりもします。もともとの理念があつての計画だと思しますので、計画推進体制に関わるようなところかもしれないですが、その辺りも意識しながら素案を作る作業に取りかけられるといいのかなと思います。

【川口委員】 審議会の女性比率のところ、職員意識調査でもそうなのですが、女性登用とか、反発をするわけではないのですが、誤解を招きやすいのかなと思います。問題はジェンダーアンバランスであることだと思います。市民の生活に影響を及ぼすような重要な意思決定がなされる場というのは、市民の構成をなるべく反映したような形であることが望ましいという発想だと思ひまして、その表現として女性を4割というふうにするのではなくて、特定の性別が6割を超えないようにするか、そういった表現を変えていくというの。

【太田委員長】 色々な名称や表記で男女という言葉が多用されているというのを、もう少し意識的に是正していくということも、先ほど回答で示されたところですので、川口委員のご意見もこれに当てはまるかなのだらうなと思ひました。

【齋藤美帆委員】 学校教育の推進のところ、関連事業のところ、色々な教育や授業が加わっていくのか、もともとあつたものを発展させるのかは分からないですが、増えていくことになると、もともと学校はやるが多すぎて、本当に形だけで手段が目的化していくことになってしまいます。性犯罪のことを校長訓示で話すようにと通達が出たのだと思ひますが、夏休み前の修了式で10分ぐらい校長先生が性犯罪の話がされました。ただ、生徒は暑い中体育館で、身を乗り出している様子は全くなく、結局そうなるのかなと思ひます。

色々な教育はもちろん必要なのですが、これ以外にも色々な取組がある中で、こういう人権教育は各教科の授業の中で取り組むべきだと思ひているので、市教委がそれをどう言えるのかは分かりませんが、先生たちの意識が変わっていかないと、全然変わっていかないと。

回答の中で、包括的教育は学習指導要領の中で取り上げていないというのがありました。小学校では理科で受精に関して教えるのですが、受精に至る過程は取り扱えないとか、中学校は保健体育で妊娠、出産の話はするけど、妊娠の過程は取り扱わない。だけどコンドームの使い方を教えると、非常に矛盾したことが起こっている中で、難しい問題だと常々思ひています。この部分は、この会議の場でも国立市と我々がスクラムを組んでもっと練って、どういうふうにするのかを現場に下ろしていくかを考えてないと、ただこの関連事業をやってくださいと言っても、結局は形骸化してしまうだけなので、今後この会議の場で深く対話ができたらいいなと思ひました。

【太田委員長】 学校教育については、長らくの課題としてあり続けているところでもあり、計画の中ではとても重要な位置付けを占めるものなので、この素案の作成あるいはその後の早いプロセス

で、意見交換をすとか、あるいは学校教育の方の計画とのすり合わせを具体的にできるといいのかと思いました。

【本田恒平委員】 ジェンダー平等に関する職員意識調査の中で、委員会が推進する施策やるのは結構だけれども人員が少なくてただの負担でしかないというような意見が、かなりあったように思います。自由記述のところに引きずられている私の感覚があると思うのですが、やはり構造の部分、それは学校教育においても一緒なのかもしれませんが、そこが変わってくれないとどうしても変われないという低迷感みたいなのところも、教員だけではなくて職員の中にもあるのかなと察します。そういったところも検討できればいいなと。

【太田委員長】 最後に次回の進め方について事務局からご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 次回は10月26日木曜日の17時からの2階の委員会室で行います。次回委員会では先ほどご説明しました通り、計画とほぼ同じような体裁の素案のたたきをお示しさせていただきます。素案の公表までの最後の審議になりますので、ご意見をいただきたいと思います。ただ、素案の作成の前に、10月15日までとして、体系案をじっくりご覧いただいて追加のご意見も多くいただけると、より充実した素案になるかなと思います。今回の体系案の部分のほかに、現状と課題の前文的な部分についても、素案に乗せていくような形になります。その部分に、背景的な情報や抽象的な部分を載せて、取組内容の方では具体的に何をするかということ書くイメージです。

【太田委員長】 では、10月15日までに、追加のご意見がありましたら事務局までお送りください。本日も長時間に渡りましてありがとうございました。

— 了 —